#### 和歌山県立

第42号 平成27年3月



「四役戦亡記念碑」

# の建立をめぐって

立っています。 する岡公園。現在市民の憩いの場となっ の頂上に、何かの物体が天に向かい聳え ているこの公園の中心部、丘陵(天妃山) 岡公園の起源 和歌山城の南東に位置

側には、明治十六年、和歌山県令の神山(一八七九)に建立されたものです。その す。有栖川宮臘仁によって「記念碑」と揮記念碑」がその「何かの物体」の一つで 郡廉によって建てられた「四役戦亡記念 毫されたこの石碑は、「四役」すなわち 人・兵卒を「記念」するため、明治十二年 一側記」もあります。 つの戦争で「戦亡」した和歌山県の軍 - - - : 本誌の表紙をかざっている「四役戦亡本誌の表紙をかざっている「四役戦亡

わけです。 公園として整備され、 この建碑を機に、 天妃山とその周辺が 現在に至っている

対外的な武力発動事件となった明治七年 治十年の西南戦争、 台湾出兵を指します。 の乱、明治九年の熊本神風連の乱、 の反乱である明治七年(一八七四)の佐 「四役」への出征「四役」とは、 および日本近代初の 不平士 明

より形成された強力な徴兵制軍隊、 兵および近衛兵) のみでは兵力不足を案 るにあたり、徴兵制による正規軍(鎮台 じ、「壮兵」の募集に踏みきりました。と 明治政府は、不平士族の反乱を鎮圧す 明治初年の「先進」的な藩政改革に 「 交

> は 代兵」の旧紀州藩兵に対する政府の期待 高かったようです

もに、「衆庶の標的」となるべく壮兵募集 動揺する旧藩士族の慰撫につとめるとと 協力をもとめたのです。 よ、と「旧藩の旧誼」でもって旧藩士族の に応じて「勤王報国の方向」をまっとうせ 徳川茂承が東京から和歌山に入ります。 政府からの要請もあったのか、旧藩主の と予想された西南戦争が勃発した際には だからこそ、戦争の規模が大きくなる

度を示していたようです。しかしそれで た。 名を超え、壮兵部隊の主力となりました。 をはじめ和歌山の人びとは冷ややかな態 して戦った人びとが当然いるわけですし、 ん。政府の正規軍、徴兵され「国民軍」と したのは壮兵(旧藩兵)だけではありませ 般志願兵も少数ながら存在していまし こうした茂承の行動に対し、旧藩士族 ただし、「四役」に和歌山県域から出征 壮兵召募に応じた旧藩兵は二○○○

計四九一名でした。 戦争で四四七名、 戦病死(以下「戦死」で統一)したのは、 賀の乱で五名、神風連の乱で六名、 から出征した人びとのうち、戦死および 戦死者の慰霊 これら「四役」に和歌山 台湾出兵で三三名、 西南 佐 総

り広げられた内外の戦争で、 日本の近代社会が形成される過程で繰 和歌山県は

> られたのです。 とを慰霊・顕彰する祭祀の執行がもとめ う。だからこそ、「四役」で戦死した人び 大きな犠牲を強いられたといえるでしょ

の記念碑を建立することの意義を強調し ることを明かすとともに、和歌山県独自 山県令神山郡廉は、 らも寄付金が納められる手筈となってい および陸軍将校や下士官以下の関係者か によるものであること、すでに茂承から 茂承と旧和歌山藩出身陸軍将校らの発起 め記念碑を建立する、と告知しました。 の軍人・兵卒を祀り、 書きで(実際は高知藩出身)、県内各地 一○○○円の寄付を受け取っていること、 その際神山は、この記念碑が旧藩主の 明治十二年(一八七九)二月七日、 その功を彰するた 和

そして、明治十二年九月二十四日、 役たる「四役戦亡記念碑」だったのです。 したこの記念碑の前で、 価値を見出された記念碑こそ、 このように県令の神山に何やら大きな 神山がみずから 今回の主 竣功

ています。



和歌山県招魂祭の図 (『和歌山市史』第3巻)

) 創建まで

「四役」で戦死した和歌山県 「和歌山県士族」の肩

兵が政府に鉾を向けたことの衝撃は非常 圧されたとはいえ、天皇を護るべき近衛 ことです。騒動そのものは一夜にして鎮 減俸を不満とした近衛兵二○○余名が東 れています。 般に、明治十一年(一八七八)八月二十三 いったことが考えられるでしょうか。 が建立された歴史的な背景として、どう の和歌山招魂社(現・護国神社) した。この招魂祭が、昭和三年(一九二八) 祭主となり、盛大な招魂祭が執行されま 京竹橋 (現・千代田区) で起こした反乱の 日に勃発した竹橋事件との関連が推測さ 大きな役割を果たすのです。 竹橋事件とは、西南戦争の論功行賞 **建碑の背景** では、「四役戦亡記念碑」

れているわけです。 ほかならない」と、記念碑の建立および とっても竹橋事件が「他人事」とは思えず、 招魂祭の開催に政治的な動機づけがなさ に対する忠誠心を涵養せんとしたものに たちの心を落ち着かせ、あわせて、国家 を募った旧紀州藩・和歌山県の当局者に 和歌山県出身の戦死者遺族、 西南戦争に際し旧藩兵から多くの壮兵 また兵卒

惑」しないよう、厳達しています。 であり、「謂われ無き浮説流言等」に「疑 一十五日付の布達で、 たしかに神山は、 竹橋事件に関し八月 反乱は「鎮定」済み

する慰霊のため「招魂祭」がとりおこなわ 承が祭主となり、 かけ、岡山(天妃山)の地で、 ほど前の明治十一年一月六日から翌日に しかし実は、竹橋事件を遡ること半年 西南戦争の戦死者に対 旧藩主の茂

に大きなものがありました。

て整理中です。

園部家に伝来した文書群で、

目下当館に

1

れていたのです。

るべきなのでしょうか。 関係は成立しないということになります。 と「四役戦亡記念碑」建立の直接的な因果 な歴史的背景のもと建立されたと理解す それでは、「四役戦亡記念碑」はどのよう とすれば、事実関係として、竹橋事件

#### けている「園部家文書」のなかにあります。 このあたりの事情をもう少し具体的に考 園部家文書は、明治初期に名草郡園部村 えさせてくれる材料が、当館が寄託を受 (現・和歌山市園部) の村役人をつとめた 幻の記念碑―園部家文書のなかから―

書です。これは、厚さ六センチメートル 記念碑」と同趣旨の建碑を呼びかけた文 渡辺為綱が県内町村に宛て、「四役戦亡 よび地方の文書類から成る) に綴じ込ま (一八七八)七月付で、「市井五小区長」の する政府の布告や和歌山県の布達、 その材料というのは、明治十一年 「兵事規則留」と題する簿冊(兵事に お

井五小区」は、明治十二年の和歌山区設 果たしていたと考えてよいでしょう。「市 行政単位でした。 置まで、和歌山城下町(市街地)の当時の における旧紀州藩世界の中心的な役割を 代社長をつとめた人物です。この時期 た旧紀州藩士族の支援組織、 渡辺為綱は、茂承の出資により設立さ 徳義社の

の行為をふるまっているわけです。その 名義ではなく、行政上の肩書きで行政外 つまり渡辺は、 旧紀州藩との由緒ある



「兵事規則留」(園部家文書)

渡辺による呼びかけの内容を簡単にまと めると、以下のようになります。 ①本年頭に、西南戦争における「当県

②「同君」(茂承)より「若干金」の「付与」 がすすめられている。 の在る所を知らしめ」ようとの計画 念碑」を建立し、 もって、「閑雅清浄なる地」を定め「記 不朽に伝へ衆人をして自ら護国節義 「県下士民陸軍奉職の諸彦の厚意」を 「殉難の芳名を千古

が執行された。

承殿の旧誼」により岡山で「招魂祭」

下戦死士民」のため、

「従二位徳川茂

③こうした状況に対しわれわれも 驥尾」に属し「応分の義務」を尽くす 「黙々」としておられず、「有志者の 本町二丁目四番地に「記念碑

> 挙」に「戮力同心」していただき、「有 を「取扱」いたい。ぜひともこの「義 志」諸君の「枉駕」を待って「御協議 におよびたい。

りかたとの関連で理解していったほうが な死者)への社会的・宗教的な救済のあ 歴史的につくりあげてきた犠牲者(非命 本社会(あるいは紀州という地域社会)が な個別の契機というよりも、そもそも日

①の招魂祭から半年経った七月(竹橋事 ていたことがわかります。 を建立する計画がすでにある程度進行し するための「記念碑」(「四役戦亡記念碑」) 件以前)の段階で、 ①はすでに指摘した事実で、 戦死者を慰霊・顕彰 ②<br />
からは

あったことが判明します。 公的な関係を通じた記念碑建立の構想が いのですが、「四役戦亡記念碑」というか たちで実現する記念碑とは別に、 そして③から、これがもっとも興味深 ・地方の

営為が紀州の地に受容される基盤が存在 りわかりません。しかしながら、 画の具体的な内実もいまのところはっき 建立された形跡はありませんし、 していたことは間違いないでしょう。 ワジマのある場所です。そこに記念碑 正百貨店の跡地にあたり、現在フォルテ これらの事実を踏まえると、「四役戦 本町二丁目四番地とは、いまはなき丸 戦死者を慰霊・顕彰するという この計 すくな



本町2丁目4番地 (現フォルテワジマ)

するため、 山県がどのように慰霊・顕彰していった 難者・戦死者に対し、紀州藩および和歌 また幕末から維新の動乱における国事殉 びとをどのように慰霊・顕彰していたか 紀州藩が災害や流行病で命を落とした人 よいのではないでしょうか。 か、といった大きな問題と密接に関連 もっともこの点は、 悩ましいところです。 江戸時代を通じて

※早期の公開をめざし、園部家文書の整 ついては、中間報告というかたちで、「た 歴史的興味をかきたてるような史料に 過程で「発見」した、県民のみなさまの 理を鋭意すすめていきます。その作業 平良 聡弘)

《参考文献·史料

より」を通じ随時ご紹介いたします。

社会と歴史意識―』(名古屋大学出版会、 羽賀祥二 『史蹟論―19世紀日本の地域 九九八年)

第三巻(和歌山市、一九九〇年) 和歌山市史編纂委員会編『和歌山市史』

亡記念碑」が建立され、そこで招魂祭が

年)、近現代史料八(一九八四年) 史』近現代史料一 和歌山県史編さん委員会編『和歌山県 (和歌山県、 一九七六

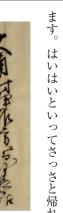
国立公文書館所蔵「和歌山県史料」(当館 三宅栄充『徳義社沿革史』(和歌山徳義社 九一一年)

所蔵の紙焼版を利用



### 道端にて商い致すまじく

たので、伊作が帰ってくれるようにいい 隣村津川村(同津川)の子供三人、定次郎 代日並記」)の夜、高野山行人領でのこ文化八年(一八一一)十月十五日(「万 ます。はいはいといってさっさと帰れば の忰長次・藤蔵の忰徳松・八太夫の忰藤 ちょっとした騒ぎがありました(写真1)。 と、大角村(紀美野町大角)の伊作の家で 太が長居をしていたら夜が更けてしまっ



的夜云等的是我 子でくるこれるにきる 安心中できた 「道端にて商い致すまじく店取り置き」

火事と大いに呼び立て

声を出し) たのです。近所の住人も集ま その辺でやめておけばいいものを、図に び立て」(「伊作の家が火事だ!」などと大 りがけに「伊作が家火事などと大いに呼 乗って段々大声になり、そればかりか帰 てしまいました。 三人の子供、というよりこの悪ガキ共 伊作としては申し訳ないことになっ

の言うことを素直に聞くわけもありませ いものを、そんな子供達ですから伊作

です。 はないのですが、なかなかうまいことを 悪いんなら、(行商人が長居せざるをえ 言います。頭の回転も速く弁の立つ連中 たところでしょう。感心している場合で 品)を片付けさせでもするんかい」といっ ない)道端での商いはするな言うて店(商 たたいたそうです。さしずめ、「長居が すまじく店取り置き」などと減らず口を 「長居悪しく候はば、 道端にて商い致

は早く帰らなければいけない。伊作が注 今とは違い街灯もなく真っ暗です。子供 を過ぎれば暗くなる時期ですし、夜道は て十一月二十九日になります。夕方五時 十月十五日とは、今の太陽暦に換算し

職人の家なのか…、思い付きませんが。 のでしょう。商売人の家なのか、何かの まわない家とは、いったいどういう所な す。少しぐらいなら子供が長居してもか なるまで長居していたから叱られたので 意するのは当然のことでしょう。 その伊作の家には、子供達が夜更けに

> き、前の晩のいきさつを話して聞かせま たのです。 れるでもなく、伊作ははなはだ心外だっ した。ところが、親達は子供を叱ってく 迷惑した伊作は翌日三人の親の家へ行

のです。 時に申し述べた事の顛末が以上の内容な の手続きを聞きに来たのでしょう。その 出たい)と、内々に自覚院に「歎出」(憤慨 して言ってき) たのです。訴え出るため (写真2)。「拠 無く調子の儀願い出で」 (やむを得ないので子供達の悪態を訴え

けです。 興山寺、学侶方の本寺が青巌寺というわ方が支配していました。行人方の本寺が 派があり、高野寺二万石の知行の内八、 きくいって行人方(総分方)と学侶方の一 もいえばいいでしょうか。高野山には大 いわば代官の役務を担っていた役所とで 六〇〇石を行人方、九、五〇〇石を学侶 自覚院は高野山行人方(興山寺)での、

べき程度の出来事でしょう。ところが伊 ぎた悪ふざけは本来ならば庄屋が対処す 言ってきたのです。 飛びに最初から「表方」に訴え出たいと なく、自覚院も、興山寺も飛ばして一足 作が言うには、それを庄屋や大庄屋では 分かりませんが、この子供たちの度の過 伊作は一般のお百姓なのか庄屋なの

では考えられないことです。 端から当てになぞしていません。 すが、自覚院・興山寺の統治能力も何も、 悪ガキごときを訴えるというのも何で 紀州藩

そうなると収まらないのは伊作の方

### 「表方」願い出で

で、興山寺が忠太夫に「御命じになった」 あります。自覚院は間に立っているだけ 付けられ」(興山寺が御命じになった)と だけです。次の四月十二日付書状(同イ 自覚院はただ興山寺の判断を伝えている は自覚院が考えた対策ではないのです。 忠太夫に四月五日付書状(岡本家文書イ 七〇六)には、自覚院の出す指示を「仰せ 七七九) で指示を出しますが、その内容 これを受けて、自覚院は地士の岡本

幕府寺社奉行です(写真3)。 ですから、「表方」とは興山寺であろうは 願い出るならばと興山寺が言っているの もに失墜があるというのです。「表方」に るならば、伊作と親子三人ずつの双方と とあります。右のことを「表方」に願い出 い出で候はば双方とも失墜もこれ有り ずがない、興山寺より上の権力、 さて、その指示にはまず、「右表方願 つまり

悪ガキの悪さを止めてほしいと。 社奉行に直接願い出ようというのです。 何と何と、伊作は庄屋や大庄屋ではな 自覚院や興山寺でもなく、幕府の寺



写真 2 「異見も致シ呉れず甚だ以て心外千万」

### ▼双方とも「失墜」

「失墜」は、経費が掛かる、あるいは権「失墜」は、経費が掛かる、あるいは権成、名誉を失うということです。「表方」に願い出たならば双方に「失墜」がある、に願い出たならば双方に「失墜」がある、だからそれは避けるべきだといいます。 伊作が江戸にまで願い出ていったとすれば、多額の費用が掛かるでしょう。 三れば、多額の費用が掛かるでしょう。 三れば、多額の費用が掛かるでしょう。 三れば、多額の費用が掛かるでしょう。 三れば、多額の費用が掛かるでした。 とって、そんな「失墜」なんぞ問題にもならない、悪ガキやその親の態度に憤慨ならない、悪ガキやその親の態度に憤慨ならないですから、ましているのですから、ましているのですがある、あるいは権をようない。

としているのです。そのためには伊作が に見えています。「失墜」するのは興山寺 ら発した単なるいざこざすら興山寺は収 心配しているのは、興山寺自らの「失墜」 うな素振りをしながら、その実興山寺が 納得するような対応を岡本氏に取らせな 親子の「失墜」を心配している振りをして、 の権威、名誉以外にあり得ないでしょう。 にではなく興山寺に向かって来るのが目 断するに違いありません。矛先は悪ガキ められないのか、幕府寺社奉行はそう判 に他なりますまい。こんな子供の悪態か 実は願い出の提出を何としても止めよう 伊作と親子の「失墜」を心配しているよ ればなりません。 ってはならないことなのです。伊作と 興山寺にとって伊作が願い出るのは

### 何重にも穏やかに

び寄せ彼らを取り調べ、伊作が申し出たへ三人の子供・その親、そして伊作を呼るてどうするか。地士岡本忠太夫の元

不満を抱き「表方」に願い出るとでも言 は 穏やかに、双方納得するように取り扱っ い始めようものなら、 く当たる、これを基本とするのですが、 に、まず問題を起こした子供達に厳し てやりなさい。自覚院はそう指示します。 なく) 書面にも書いて示し、「何重ニも ようなことのない様に(口で言うだけで ないならば厳しく叱りつける、今後この 通り確かに悪口を言ったことに間違いが 事態となります。 破綻するのです。ましてや親の側が かしそれに親も納得しなければ調停 そうなのです、伊作が納得するよう 手の付けられな

現しなければなりません。
伊作が納得するように子供達に厳しく、
しかし同時に親も納得するように、穏やかに。その落とし所はことのほか難しい。
かに。その落とし所はことのほか難しい。
かに。その落とし所はことのほか難しい。

でもこの難題を、細かい内容は分かりでもこの難題を、細かい内容は分かりをは、「納得致させ候趣申し登らです。四月十二日付の岡本忠太夫宛て自覚院書状に、「納得致させ候趣申し登ら作と親子双方を納得させたと申し出てきたので、これを興山寺に申し上げた)とたので、これを興山寺に申し上げた)と

### \* 高野寺領の地士というもの

の武装した藩公認の浪人者ですから、そのでしょうか。紀州藩では、地士は農村野寺領では地士がすることになっているさて、なぜこうしたもめ事の仲裁を高



写真 3 「表方願出」は「失墜」

す。としての役務が当然にも与えられていまあるとか騒動の鎮圧とか、武装した兵力あるとか騒動の鎮圧とか、武装した兵力

ところが同じ地士といえども寺領の地ところが同じ地士といえども寺領の地者の取りなし、藩領との百姓のもめ事の仲裁などに引っ張り出されています。紀州藩であればこうした事態は庄屋か大庄屋が間に入って取りまとめていくものな屋が間に入って取りまとめていくものな屋が間に入って取りまとめていくものながら、行政のための機構が整っていない、から、行政のための機構が整っていない、から、行政のための機構が整っていない、

### 借りたものは返さない

です。 です。 こはあたかもひとりの人物の借銀のよう ではあたかもひとりの人物の借銀正 ではあたかもひとりの人物の借銀正 ではあたかもひとりの人物の借銀正 ではあたかもひとりの人物の借銀で佐々村(同 ではあたかもひとりの人物の借銀で佐々村(同 ではあたかもひとりの人物の借銀のよう ではあたかもひとりの人物の借銀のよう ではあたかもひとりの人物の借銀のよう ではあたかもひとりの人物の借銀のよう

その後一貫目は返済したものの残りは

そのまま。利息も嵩み督促にも応じないそのまま。利息も嵩み督促にも応じないため、実にそれから一五年後の文久二山寺役人坂中周蔵へ訴え出ました(同ス山寺役人坂中周蔵へ訴え出ました(同ス一四二 - 二)。

で取るにせよ、返済免除で済ませる様) を取るにせよ、返済免除で済ませる様) を取るにせよ、返済免除で済ませる様)

にというのです(同ス一四二一三一一)。 村が借銀を払わないから興山寺は返済す。村にせよ興山寺にせよ、どちらも返す気はそもそもありません。村は払わずに放っておいて踏み倒す、半分返したのだからそれで十分と思っているのでしょう。興山寺は返済を「勘弁」してもらえといいます。それだけの違いなのです。

借りたものは返さなければいけないとも言えるのですが。

世も踏まえて、だから金利が高かった

にはらのはよくある話。踏み倒される可いますから。近世には返さずに済ませて

いますから。近世には返さずに済ませて

### 「表方」願い出では不都合

興山寺の理屈は、了解を取り付け勘弁

してもらうのでなければ、「もし表方願 倒で手間がかかる)というのです (写真 合の辺り計り難く候」(もし高利貸し弥五 い出で候節は彼是面倒、手数相掛り不都 が「表方」に願い出た時にはあれこれ面

きないというのです。要は、弥五郎が幕 になるような事態が(どうなるか)予測で 寺社奉行に願い出たならば、 寺側の考えなのです。 避けなければならない、 ではないか、だから弥五郎の願い出で の後始末すらできないのかと言われる なく、本音は後半にあります。「不都合」 だがそんな事務的手続きが難点なので というのが興 寺領は借

らすれば、借銀をめぐって興山寺の統治 まっている、そこのところの問題なので 自覚しているからこそ、それを幕府に突 た、この時代の借銀に対する考え方か |力を幕府が問題にすることはないで れると困るという不安が先行してし だが、伊作の事件とは異なり、 興山寺は自分の統治能力不足を 右に述

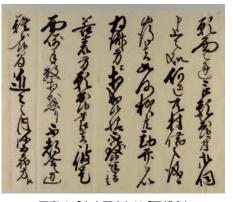


写真 4 「表方願出」は「不都合」

ものという程度にしか考えていなかった はずです。興山寺に言いつけてみて、 のではないでしょうか。 らかでも貸した銀が戻ってくればしめた しているのでもなく、その気もなかった るからこそ、「表方」に願い出ると言い出 弥五郎も借銀というものが分かってい 幾

### 何の沙汰もこれなし

付けろという意味なのですが(ス一四二 「和済」(和解)しろといいます。に、近々の内に弥五郎の所に のですが、興山寺役人坂中周蔵は岡本氏 この時には岡本兵馬が福田村の庄屋な 踏み倒さずに返済免除の了解を取り 近々の内に弥五郎の所に出向いて といって

郎 面倒なのでしょう。 ていなかったのです。「和済」の交渉自体 踏み倒すつもりの庄屋岡本兵馬は何もし 促の書状が届きました(ス一四二-一)。 「爾今何の沙汰もこれ無」(福田村は未だ がまた返済を求めてきたといいます。 何もしていない)ので、 九月十五日役人坂中周蔵から再び催 高利貸し弥五

を整わせろと再び指示します。 掛け合い、どのような形であっても和済 無視するでは済まないことになるではな 訴えて)表沙汰になってしまえば、一切 山寺の一人相撲です。 ておいても、村借りが 候も相済まざる訳けに候」(この件は放っ 坂中氏は、「右は等閑に致し置き候て か)とひたすら心配します。先方に早々 村借り表に候はば堅く打ち捨て置き (弥五郎が幕府に (遊佐教寛 もう、 興



財「元丹生大明神社大般若波羅蜜多経」 をとうだいなようじんしゃだいはには は ら み た まず 平成二十七年一月、和歌山県指定文化 追加され、文化財指定を受けました。 い間行方不明になっていた二帖のお経 (大般若経。平成十一年七月指定)に、 長

二十六年七月十日に安楽寺へ「里帰り」し ちの二帖が行方不明になっていました。 今回追加指定されたものです。この「里 れて現在に至りますが、いつしかこのう あったものが折本二○○帖に仕立て直さ れるようになったものです。二川村の分 東大谷) に二〇〇巻ずつ分散して保管さ は真言宗安楽寺に保管され、最初巻物で (現有田川町二川)の丹生明神社 (現城)この大般若経は、かつて有田郡二川: 実は、この行方不明になっていたお経 当館で発見されました。そして平成 山\*村

ました。なぜ、

また、いつから、

この二

(一〇九〇))がそれです 若波羅蜜多経第五百三十二」(寛治四 正七年 (一五七九))とウー た「大般若波羅蜜多経第三百四十八」(天 りました。 れた『北一夫氏旧蔵北家文書』の中にあ このお経は、平成六年に当館に寄贈さ ウ-一四三と番号がふられ 一四四「大般

> も望ましいと判断され、この二帖のお経 発展のためには当館が所蔵し続けるより

安楽寺に里帰りしました。これ

古里で本来の役割である寺宝として

永く伝えられてい

うことなどから、

県民の学術及び文化の

北一夫氏の「現地保存主義」の遺志にも沿 こと、歴史家であった北家文書寄贈者故 帖が完全に揃いました。

帰り」によって、大般若経全六○○巻

役場も含め地元からの強い要請があるこ 仰に係る民俗文化財としての重要性、 財としての重要性及び高野山麓地域の信 体であり、一体であることの歴史的文化

町

安楽寺には収蔵庫が整備されている

寺の欠本部分に間違いないことが分かり 専門家の調査により、この二帖は安楽

くことになります。 また地域の宝として、



「第五百三十二」巻(寛治4年) の巻頭(右)・巻末(左)



「里帰り」した 「大般若波羅蜜多経」 2帖

ですが、北家は中世から現紀の川市荒見 帖だけが北家に伝わっていたのかは不明

に続いていた家であり、本来この大般若

経とは無関係と思われました。

この二帖は安楽寺の大般若経と本来一

# 平成二十六年度 歷史講座

第 1 回

第 2 回

第 3 回

紀州藩大奥に生きた人びと

紀伊国名所図会のカナを読もうⅠ 10月22日(水)

10月29日(水)

紀伊国名所図会のカナを読もうⅡ 11月5日(水)

開催しました。 十月から十一月にかけて、 歴史講座を

あげました。 と】では、当館の松島由佳研究員が、紀 を個々に記した「附込帳」を中心にとり 州藩大奥女中たちの役替えや俸禄など 第一回の【紀州藩大奥に生きた人び

りにあったとされる「郭公枩の記」の(江 主査が、『紀伊国名所図会』に登場する「大 カナを読もう】では、当館の須山高明副 戸) ガナをパズル形式で楽しく読み解い 橋」(現和歌山市橋向丁付近)の東のほと ていきました。 第二回と第三回の【紀伊国名所図会の

きました。 深くおもしろかった」との回答をいただ アンケートでは半数以上の方から「興味 三日間で、延べ一七七名の出席があり、

#### アンケート(抜粋)

紀州藩大奥に生きた人びと

かったです。 それらの方々の給与等の比較も大変面白 専門の役職名がたくさん出てきて、



した。

驚きました。 いたことには える人が大勢 ・膨大な資 ・大奥に仕

ごく感動しました。 料を丁寧に読み進められていることにす

「紀伊国名所図会のカナを読もう」

地の話はとても面白いです。 ました。実在の人物や実際の和歌山の土 字が浮彫りになり、読む力がつくと思い ・ドリル形式だったので、読みにくい

説明して下さり、当時の観光名所案内と 読めず残念に思っていました。今回宿題 しての名所図会を読み解く面白さが解り てきますが、書かれている内容を詳しく めるようになりたいと思いました。 を解いているうちに、何とか少しでも読 ・慣れないと読めない字がたくさん出 ・名所図会は大好きでしたが、文字が

した。 同時に難しか とを悔やみま 居眠りしたこ 文」の授業中、 ったです。「古 ・面白いと

第 3 回

第 2 回



座Ⅱを開催しました。 十一月から十二月にかけて、 古文書蓋

中から、 同家が高野山地士として関わった文書の 遊佐教寛研究員がわかりやすく解説しま い知ることができる文書に焦点をあて は江戸時代を通じて高野山寺領でした。 家文書を題材にしました。岡本家があっ き、今回も昨年度に目録が完成した岡本 た那賀郡神野組福田村(現紀美野町福田 夏期に開催した古文書講座Ⅰに引き続 高野山と紀州藩の関係をうかが

各回の講座内容は、 次のとおりです。

#### 高野山と紀州藩

#### 入門コース

第 1 回 寺領に通達無し 11月20日(木)

第 2 回 | 大殿様御成り 11月27日(木)

#### 第 1 回

初級・中級コース

ました。

表方願い出では彼是面倒 12月4日(木)

急々御答え成らる可し

12月18日(木)

12月25日(木)

書状は残らず取戻し

中級コース」は、 あり、アンケートでは約八割の方から「興 「入門コース」には、延べ九二名、「初級 延べ一五三名の出席が



だきました。 味深くおもしろかった」との回答をいた

## 「入門コース」アンケート(抜粋)

・高野山と紀

した。 しく受講できま が解り、大変楽 州藩との関わり

道清掃などに協 通行のため、街 力金が支払われ ・藩主などの

りたいです。 み取れるようになるまで先は長いが頑張 ていた内容がなかなか面白かったです。 ・字を読むだけでも難しく、 内容を読

でも見過ごさず読んでみたくなりました。 ・古文書の面白さを再発見。展覧会等

# 「初級・中級コース」アンケート(抜粋)



件は非常に面白 ケンカなど、事 いです。 ·庄屋同士

事、川下の田に に柿渋を使った ・鮎を捕るの

が起きた事、 した事など、 本当に楽しい勉強になりま 責任をうやむやにしようと 影響が出て問題

シャーロックホームズのようです。 かに解きほぐしていく先生は、まるで ・チンプンカンプンの文書をあざや

# 『古文書徹底解釈 紀州の歴史 第二集』

平成二十五年度に当館開館二〇周年を で 
の歴史』は、たいへん御好評いただきました。平成二十六年度も、古文書講座で 
した。平成二十六年度も、古文書講座で 
取り上げた資料の中から古文書を厳選し

今回も、古文書の写真と合わせて読みや現代語訳を添えたばかりでなく、歴史用語はもちろん、敬語や補助動詞など語はについても疑問の余地のないように詳法についても疑問の余地のないように詳法についての藩への「お伺い」が、その認否とともに記録されている「願達留」です。これを読むと、紀州藩の歴史と武家の生活がを読むと、紀州藩の歴史と武家の生活が見えてきます。

#### ・朝暮母を慕う

得なければなりませんでした。てであってさえ、藩に願い出て、許可を紀州藩士は、自身の結婚や離婚につい

万延元年(一八六○)、藩士夏目三郎大夫は離縁していた元妻との再縁(復縁)願いを藩に提出します。その理由は、二人の間にできた娘が「朝暮母を慕い」、復縁を望みつづけているからだというのです。一見、まさに「子は鎹」になって離縁した父母が元の鞘に収まる、泣かせるエレンードに見えますが、実際にそんなドラマはなく、復縁願いの「雛形」のとおりに書かれただけのようなのです。

### 紀要第一七号の刊行

文書館

の利用案内

の刊行

# 『南紀徳川史』を中心に―.平良聡弘「旧紀州藩の明治維新観―

明治維新の当事者であった紀州藩(土)は、維新をどのように評価していたのか、は、維新をどのように評価していたのか、治新政府に批判的な同書の記述は、王政治が政府に批判的な同書の記述は、王政復古ではなく大政奉還を維新の起点として紀州藩はその率先者であると自負する史観に基づくものであり、それは同書が展纂された明治二十年から三十年代における旧紀州藩士の一般的な歴史認識である可能性を示唆します。

# 千家茶道について―室家を中心として―」・砂川佳子 「紀州藩御数寄屋頭の格式と表

紀州藩の茶湯を司る役である「御数寄を頭」各家の格式や序列について、当館蔵の資料などを分析して変遷を明らかにしました。御数寄屋頭の場合、個人の技量によって家格が上下する傾向は見られませんが、「数寄の殿様」といわれた十代藩主治宝の表千家家元制度への介入によって、同家を頂点・中心とした序列化がなされることになります。

# 取り立て、御暇の実態、「極老」・「老年」中」項目を翻刻します。紀州藩奥女中の保二年(一八三一)から同五年までの「女保二年(一八三一)から同五年までの「女保」を持ている。とは、当館蔵「附込帳」より、天

#### ■利用方法



◆閲覧室受付に ある目録等で必要 な資料、文書等を 検索し、閲覧申請 書に記入のうえ受 付に提出してくだ さい。文書等利用

さい。複写サービスは有料です。◆複写を希望される場合は、複写承認申参複写を希望される場合は、複写承認申参問覧室書棚に配架している行政資料、

#### 開館時間

◆火曜日~金曜日

午前10時~午後6時

◆土・日曜日・祝日及び振替休日

#### ■休館日

◆月曜日

(祝日又は振替休日と重なると

和歌山県立文書館だより

第 42 号

編集·発行 和歌山県立文書館

〒六四一-00五一

和歌山市西高松一丁目七-三八

平成27年3月31日 発

行

◆年末年始 12月29日~1月3日 きは、その後の平日)

◆館内整理日

、月曜日りこき

· 1月4日

2月~12月 第2木曜日 (月曜日のときは、5日

(祝日と重なるときは、その翌日・1月 第二プロト

印 F A 刷 X

株式会社ウイング○七三−四三六−九五四

話

〇七三-四三六-九五四〇

きのくに志学館内

特別整理期間

10日間(年1回

替えの有り様などについて実例を基に解

となった老女たちの処遇、御中﨟への役

説しています。

### ■交通のごあんない

◆和歌山バス高松バス停下車徒歩約3分



ホームページアドレス https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/